

【目的】

地域の高齢者に対し必要な介護予防サービスが提供されるための適切な介護予防ケアマネジメントを実施するとともに、地域のネットワークの構築や、権利擁護を含む総合的な相談支援の実施、高齢者の状態変化に対応した長期継続的な包括的・継続的ケアマネジメントの支援を行い、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図ること及び地域包括ケア体制の構築を図ることを目的とする。

【これまでの経緯】

平成18年度の地域支援事業の創設に伴い、17カ所に設置。その後、高齢者人口の増加に合わせて、平成22年度に4カ所、平成25年度に6カ所の増設を行い、現在は市内27カ所の設置。また、平成30年度、南区の2カ所において受託法人が変更となった。

【対象者】

65歳以上の高齢者及びその家族、地域福祉関係者、介護サービス事業者等

【設置状況】

12法人(社会福祉法人:7、医療法人:5)に委託し、全市に27カ所設置。

【配置職員】

常勤・専任の専門職員として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員をそれぞれ1名以上組み合わせて配置。1センターあたりの配置人数は担当する地域の高齢者人口等に応じて年度ごとに決めており、令和3年度の1センターあたりの専門職員の配置人数は6～13人であった。専門職員のほかに、事務職員1名、その他介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務のみを行う指定介護予防支援担当職員を各センター任意で配置している。

令和元年度より、センター長の配置を義務付けている。

【業務内容】

1 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるように、総合相談、実態把握等で必要な支援を把握し、適切なサービスや機関、制度等の利用につなげる支援を行うとともに、地域の関係機関とのネットワークの構築を図る。

(2) 権利擁護業務

権利擁護の視点に基づき、「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」の活用のための支援を行うほか、高齢者の虐待防止、消費者被害防止のために関係機関との連携・協力を努めるとともに、必要な知識の普及啓発等を行う。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者一人一人の状況に応じ、様々な支援を組み合わせ、継続的にフォローアップするため、医療機関、ケアマネジャーとの連携や、地域を基盤とした在宅と施設の連携を図り支援体制を構築する。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務(第1号介護予防支援事業)

要支援認定者及び事業対象者に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助(ケアプラン作成含む)を行う。

2 指定介護予防支援業務

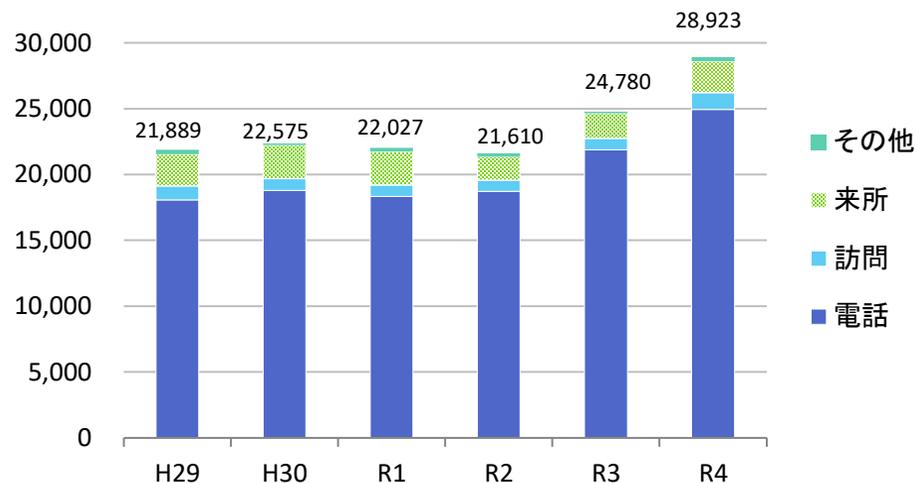
予防給付の対象となる要支援認定者に対し、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、ケアプランを作成するとともに、適切なサービスが提供されるよう必要な援助を行う。

1. 令和4年度地域包括支援センターの活動実績

(1) 総合相談支援業務

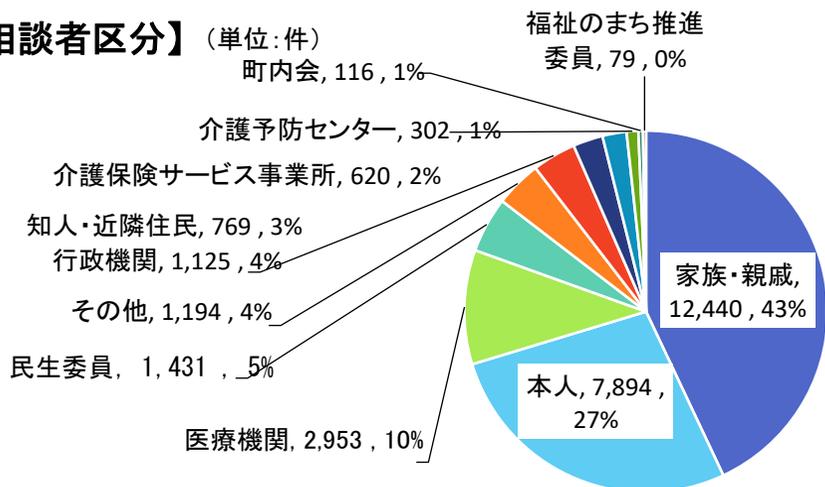
- コロナ禍で一時的に相談件数が減少したが、その後は増加に転じている。特に令和4年度の相談件数は前年度比約1.2倍に増加しており、伸び率が著しい。
- 相談者別の割合は、「家族・親戚」が最も多く「本人」と合わせて全体の70%を占めている。次に「医療機関」が10%と多く、例年と同様の傾向であった。
- 相談内容は、「介護サービスの利用希望」が最も多く「介護保険制度・サービス」と合わせて全体の63%を占めており、例年と同様の傾向であった。
- 対応結果としては、情報提供等により初回相談で終了となったケースが46%で、残り半数以上は継続的な支援（介護予防ケアマネジメント等の利用契約を含む）が必要となっている。相談の内容が複雑化、課題が複合化しており、継続的な支援を要する事例が年々増加している。

【総合相談件数】（単位：件）

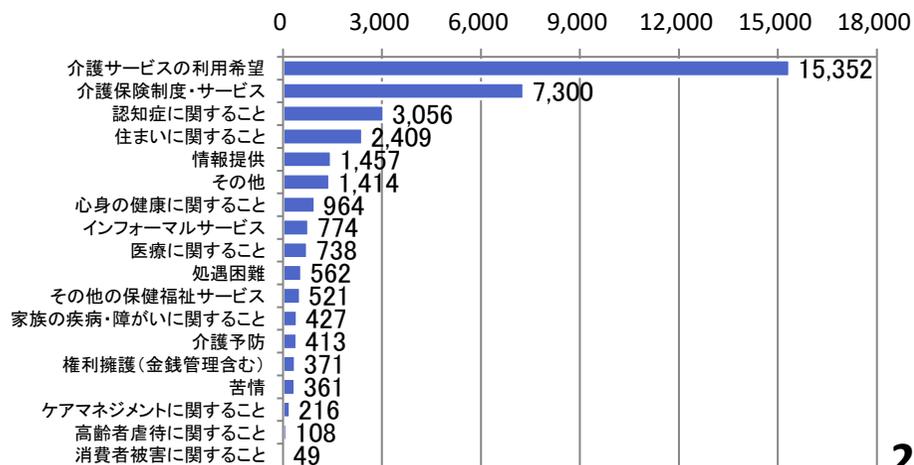


※介護支援専門員からの相談を除く。
 ((3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務で計上。)

【相談者区分】（単位：件）



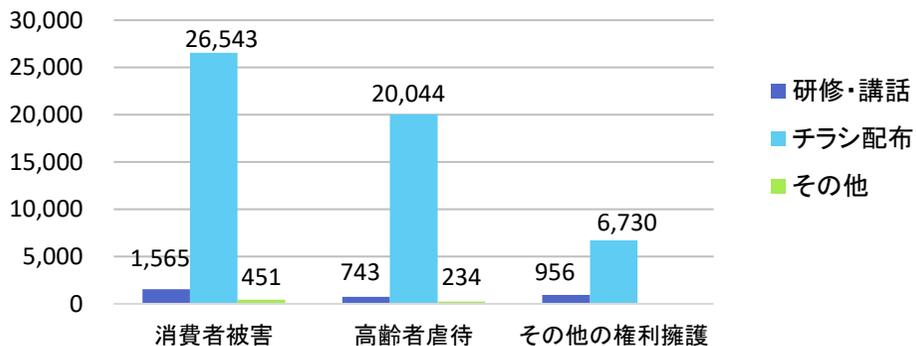
【相談内容(重複あり)】（単位：件）



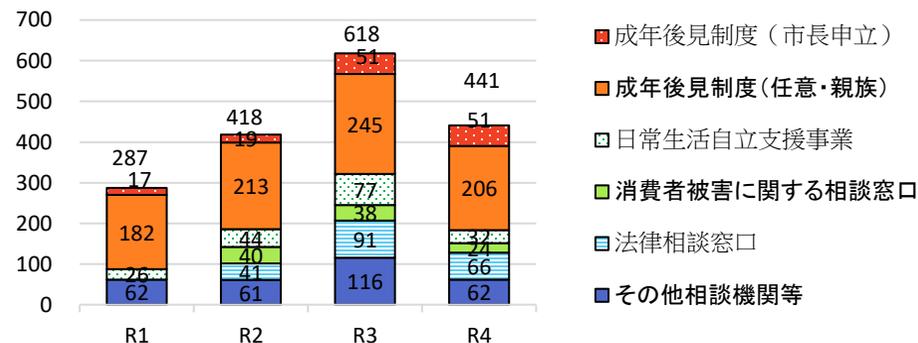
(2) 権利擁護業務

- 権利擁護が必要な高齢者の早期発見・早期対応に向けた普及啓発として、研修・講話の他、チラシ配布等により幅広く地域住民・関係機関への情報提供活動を継続して実施している。
- 権利擁護に関する利用支援延件数は近年増加傾向にあったが、令和4年度は令和2年度並みに減少に転じた。令和4年3月に設置された札幌市成年後見推進センターと連携・役割分担を行い支援を行っている。
- 高齢者虐待について、相談受件数は微増の傾向にある。地区組織や関係機関と連携し、必要な相談が入るよう普及啓発を継続しており、また、相談受理後は実態把握訪問等の必要な対応を迅速に行っている。

【地域住民・関係機関への情報提供活動(令和4年度)】(単位:人)

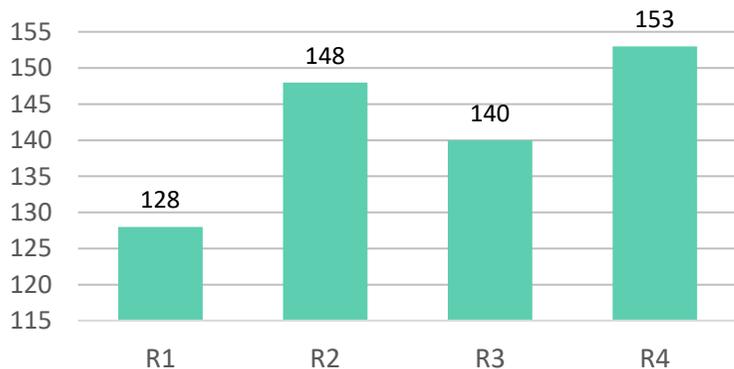


【権利擁護に関する利用支援件数とその内訳】(単位:件)

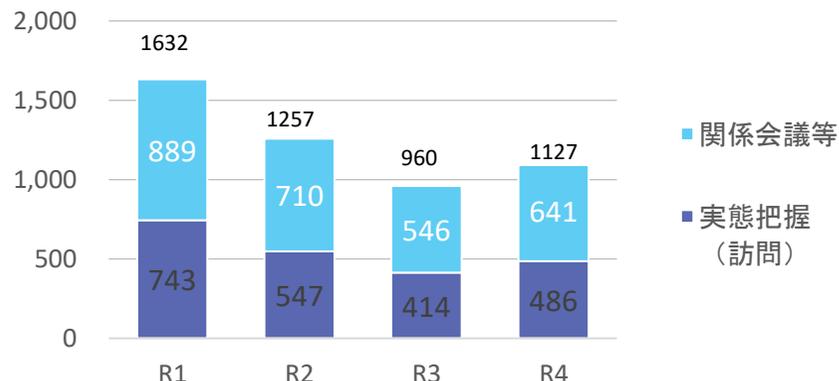


※「消費者被害に関する相談窓口」「法律相談窓口」はR2から項目追加

【高齢者虐待 相談受理数】(単位:件)



【高齢者虐待 対応件数】(単位:件)



(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

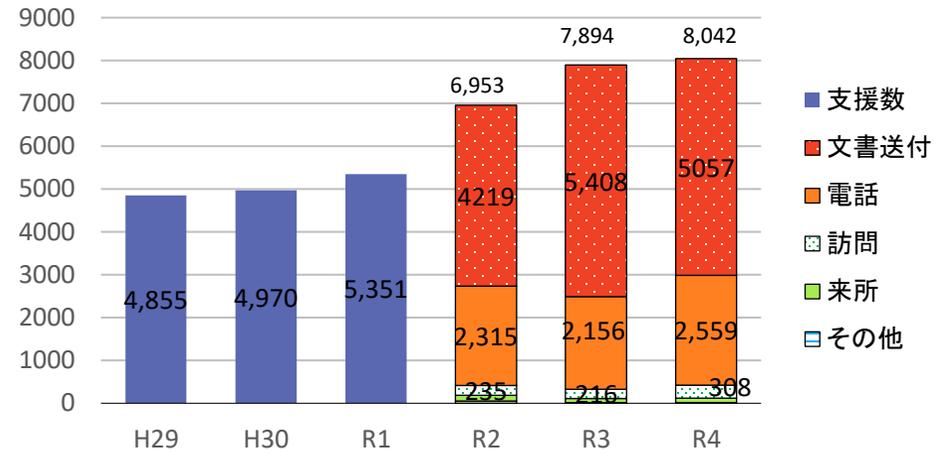
○介護支援専門員に対する相談支援・ネットワーク構築等支援数は増加傾向である。

○相談支援の内容では、例年通り、介護保険制度・サービス等に関する「情報提供」が最も多く全体の55%を占めており、残りは「実態把握調整」等の継続支援を要する対応となっている。

○介護支援専門員を対象とした研修会等の開催状況については、コロナ禍で集合研修が困難であったことから令和2年度は開催回数及び参加人数は減少したものの、以降はコロナ禍前を上回る実績に回復している。

【介護支援専門員 相談支援・ネットワーク構築等支援数(延数)】

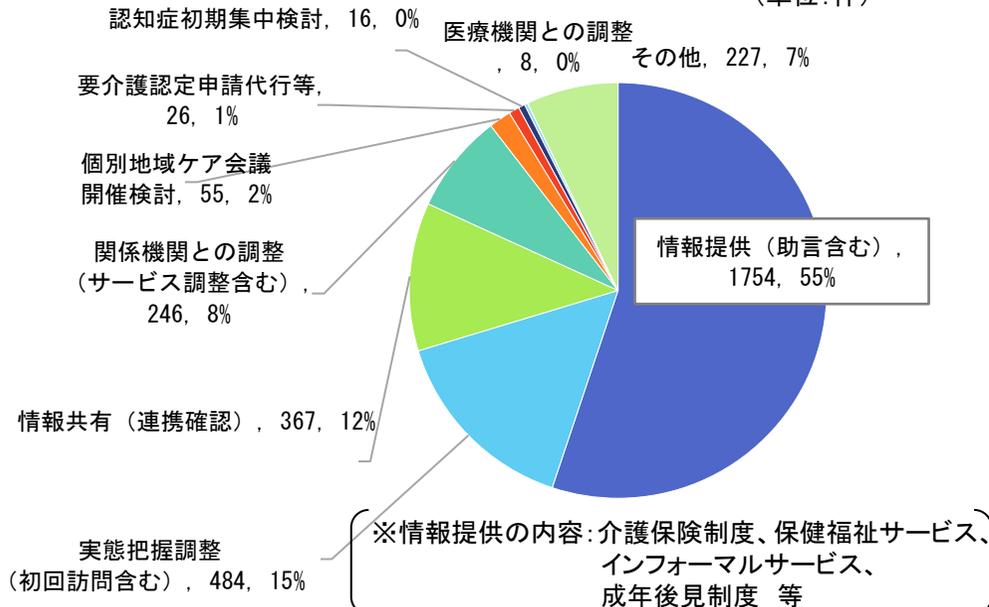
(単位:件)



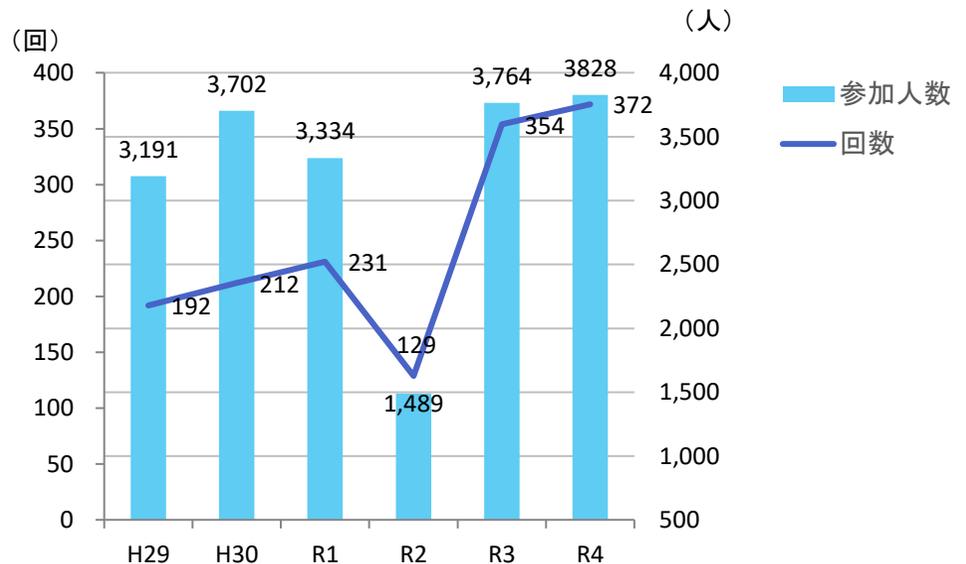
※支援方法の内訳はR2から項目追加

【介護支援専門員 相談支援の内容(延数)】

(単位:件)



【介護支援専門員対象の研修会等開催状況】



(4) 介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務

○運営方針にて、専門職員及び指定介護予防支援担当職員のケアプランの担当上限数を設定

専門職員：40件以下/人（上限）

指定介護予防支援担当職員：78件/人（目安）

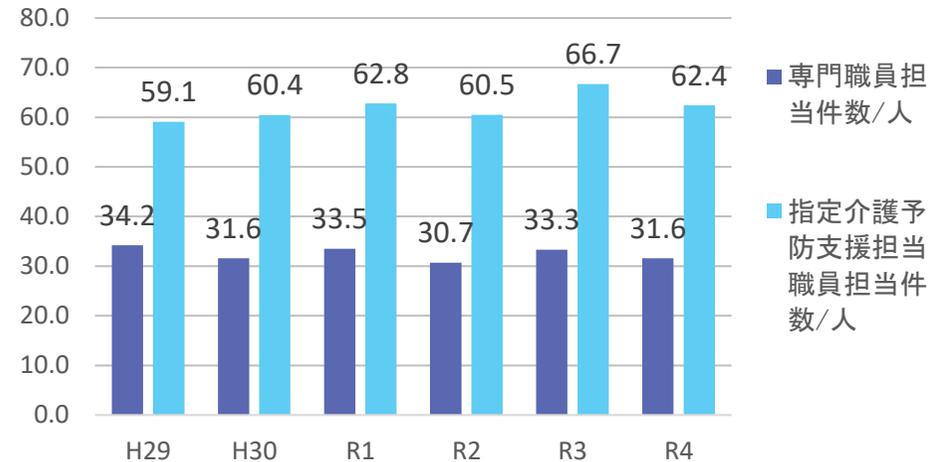
○職員一人当たりの平均ケアプラン数は、上限以下を維持。
なお、やむを得ず、上限数を超えている職員がいる場合は、センターごとに是正に向けた取組を実施している。

○プラン作成数はコロナ禍によるサービス利用控えにより、令和2年度は減少。令和3・4年度は増加しているが、コロナ禍以前より緩やかな伸びである。

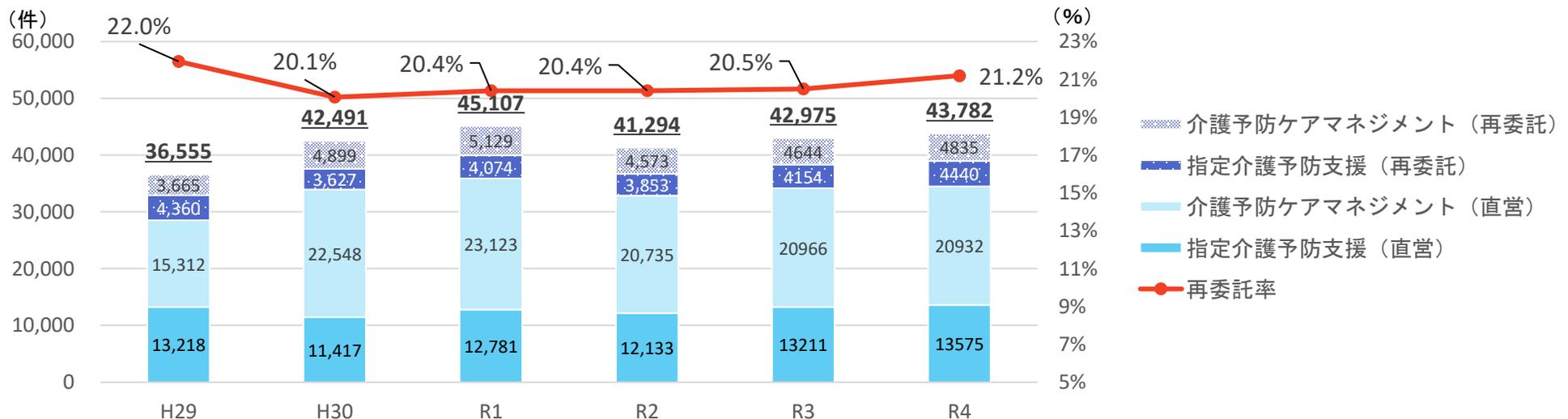
○プラン作成の再委託率はほぼ横ばいであり、再委託の受け入れが可能な居宅介護支援事業所を探すことが困難な状況が継続している。

【職員一人当たりの平均ケアプラン担当数(年平均)】

(単位:件/人)



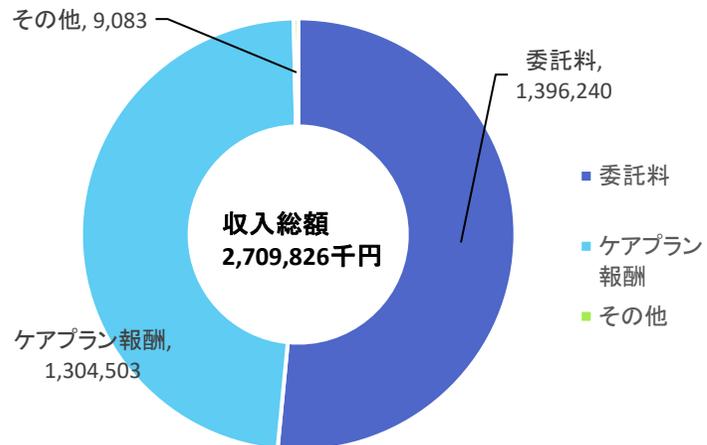
【プラン作成数(年間延数)、再委託率】



2. 令和4年度地域包括支援センターの収支状況

(1) 収入

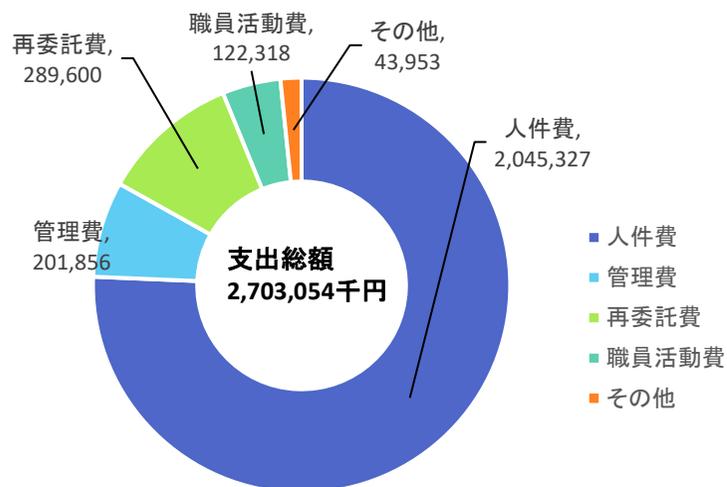
(単位: 千円)



委託料 (51.5%)	担当地区の高齢者人口等に応じて配置する専門職員の人員数に応じた人件費、事務職員(1人)の人件費、活動費、管理費、個別地域ケア会議開催経費、生活支援コーディネーター連携費等
ケアプラン報酬 (48.1%)	要支援者及び事業対象者のケアプラン作成に伴う収入
その他 (0.3%)	住宅改修申請に伴う意見書の作成報酬、講師謝金、認知症初期集中支援推進事業委託料等

(2) 支出

(単位: 千円)



人件費 (75.7%)	専門職員・指定介護予防支援担当職員・事務職員の俸給、諸手当、法定福利費
管理費 (7.5%)	事務所等賃貸料、光熱水費、事務機器経費、システム等IT関連経費、セキュリティ等役務費、その他経費
再委託費 (10.7%)	要支援者及び事業対象者のケアプラン作成の再委託にかかる経費
職員活動費 (4.5%)	通信費、旅費、車両費、需用費(物品購入、印刷経費等)、事業開催経費、研修経費等
その他 (1.6%)	交際費、職員採用仲介手数料等

収支差額(収入－支出)

6,772千円

※執行率99.8%

3. 令和4年度介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る適正指導

1. 目的

介護保険法の理念に基づき、介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントが本人の自立支援に資するものとなるよう、また、中立・公正にサービス提供事業者の選択がされるよう、確認及び指導・助言を行う。

2. 実施概要及び実施結果

ア 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの適正指導

各区保健福祉課で設定した抽出要件に基づき各地域包括支援センターあたり2件(直営ケアプラン1件、再委託ケアプラン1件)以上のケアプランを各区に提出する。区は提出されたケアプランをもとに、各地域包括支援センターに出向き、指導及び助言等を行う。

【実施結果】

指摘事項があったセンターは、7センター。指摘件数は、28件。指摘内容の主なものは、下記のとおり。

- 利用者基本情報について、随時情報を更新し、アセスメントやケアプランに反映させること。
- アセスメントを丁寧に行い、本人の自立を最大限引き出すことをケアプランに反映すること。
- 本人以外の家族や支援者の健康状態等も踏まえ、家族としてもアセスメントも実施すること。
- 目標が未達成の場合、要因の分析や改善策等について検討を行うこと。
- モニタリングについて、目標達成の評価やケアマネジャーの判断を明確に記載すること。
- 医療サービスをプランに位置付ける場合は、利用者の同意を得て主治の医師の意見を求めること。

イ ケアプランに位置付けられた割合が最も高い法人とその占有率の確認 令和5年3月分のケアプランについて下記を確認。

- ① 訪問型サービス、通所型サービス、福祉用具貸与を位置づけたケアプランうち、件数が最も多い法人と、当該法人の運営する介護サービス事業所を位置付けた割合(占有率)
- ② 再委託した居宅介護支援事業所について、最も多く再委託した法人と、その占有率
- ③ 自法人が運営する居宅介護支援事業所に再委託した場合の占有率

サービス種別	一事業所における占有率(平均)
訪問型サービス	16.1%
通所型サービス	21.2%
福祉用具貸与	17.7%
居宅介護支援事業所(再委託)	10.5%
包括受託法人の居宅介護支援事業所(再委託)	7.4%

【実施結果】

一事業所における平均占有率は、運営方針において50%を上限として設定。全ての項目で上限を下回っており、全センターで事業者の選択は公正・中立に行われていることを確認。引き続き公正・中立性を確保した事業運営について徹底していく。

4. 令和4年度地域包括支援センター運営事業に係る評価事業

- 各地域包括センターの事業が要綱・要領・運営方針等に基づき適正に運営されているかを確認することを目的に各センターにおける自己評価と各区役所による確認（評価）を実施している。
- 評価項目は地域包括支援センターセンター運営方針に基づいており、自己評価と確認を通して把握した課題等の改善策を検討していくこととしている。

【達成度の考え方】

- 5 活動目標を全て達成し、全ての取組項目で、他センターの模範となる取組があった。
- 4 活動目標を全て達成し、一部の取組項目で、他センターの模範となる取組があった。
- 3 活動目標を全て達成した **基準点**
- 2 活動目標が一部未達成だった。
- 1 活動目標が全て未達成だった。

センター名	自己評価					区保健福祉課による 総合評価
	取組項目1	取組項目2	取組項目3	取組項目4	各項目の平均	各項目の平均
	総合相談窓口としての機能強化及び権利擁護支援体制の充実	包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化	自立支援・重度化防止の推進に向けた地域ケア会議の促進	自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの実施及び規範的統合		
中央区第1地域包括支援センター	3	3	4	3	3	4
中央区第2地域包括支援センター	4	3	3	4	4	4
中央区第3地域包括支援センター	3	4	3	3	3	3
北区第1地域包括支援センター	3	3	3	3	3	3
北区第2地域包括支援センター	3	4	3	3	3	3
北区第3地域包括支援センター	3	4	3	4	4	4
東区第1地域包括支援センター	3	3	3	3	3	3
東区第2地域包括支援センター	4	3	3	4	4	4
東区第3地域包括支援センター	3	3	3	3	3	3
白石区第1地域包括支援センター	5	5	4	5	5	5
白石区第2地域包括支援センター	3	3	3	3	3	3
白石区第3地域包括支援センター	4	3	4	4	4	5
厚別区第1地域包括支援センター	4	3	4	3	4	4
厚別区第2地域包括支援センター	3	3	3	3	3	4

センター名	自己評価					区保健福祉課による 総合評価
	取組項目1	取組項目2	取組項目3	取組項目4	各項目の平均	各項目の平均
	総合相談窓口としての機能強化及び権利擁護支援体制の充実	包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化	自立支援・重度化防止の推進に向けた地域ケア会議の促進	自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの実施及び規範的統合		
豊平区第1地域包括支援センター	2	3	3	3	3	3
豊平区第2地域包括支援センター	3	3	4	3	3	3
豊平区第3地域包括支援センター	3	3	3	3	3	3
清田区第1地域包括支援センター	3	3	3	4	3	3
清田区第2地域包括支援センター	3	3	4	3	3	4
南区第1地域包括支援センター	3	3	3	4	3	3
南区第2地域包括支援センター	4	4	4	4	4	4
南区第3地域包括支援センター	3	4	3	3	3	4
西区第1地域包括支援センター	3	4	4	4	4	4
西区第2地域包括支援センター	4	3	3	4	4	4
西区第3地域包括支援センター	3	3	3	3	3	4
手稲区第1地域包括支援センター	3	3	4	3	3	3
手稲区第2地域包括支援センター	3	3	3	3	3	3
全センター平均	3	3	3	3	3	3

【評価結果を踏まえて】

- いずれのセンターにおいても概ね活動目標を達成できている。
- 活動目標を達成している項目については、地域課題や高齢者の支援ニーズを把握しながら、関係機関と連携して効果的な支援が実施されるよう取り組んでいく。
- 一部の項目について十分な成果が得られていないセンターがあるが、該当項目については達成できなかった原因や課題を分析し、適切な事業が実施されるよう、取り組んでいく。

5. 令和4年度運営方針で示した取組項目の実施内容

(1) 総合相談窓口としての機能強化及び権利擁護支援体制の充実 ①

- 地域に住む高齢者等に関する様々な相談を一旦全て受け止め、必要に応じて地域包括支援センターの各業務につなげる。または、適切な機関と調整し確実に引き継ぐ。
- 総合相談、介護サービス未利用者へのアプローチ等の相談支援の際は、自立支援の考えに基づき積極的に地域の介護予防活動やインフォーマルサービスにつなげる。
- 様々な機関と連携し、家族介護者及び高齢者の権利擁護の支援体制を充実する。

介護サービス未利用者への支援



取組例

- **全てのサービス未利用者にアプローチ**を実施し、アプローチの翌月に地域の介護予防活動やインフォーマルサービスにつながったか確認。(豊平区第3包括)
- サービス未利用者のうち**認定の更新時期の方及びコロナの影響でサービス利用を休止中の方**に対してアプローチし、地域の介護予防活動やインフォーマルサービスの活用について提案。(清田区第2包括)
- サービス未利用者のうち、**前期高齢者かつ整形疾患が要因で介護保険を申請した認定者全件**に対して、**地域の介護予防活動やインフォーマルサービスを紹介**。(手稲区第1包括)
- Googleマップを用いて**地区毎の社会資源等の整理**を実施し、情報提供の際に活用。(清田区第2包括)

結果

- アプローチを行ったことにより、必要な方が**地域の介護予防活動やインフォーマルサービス、短期集中予防型訪問指導につながった**。
- 必要のない方が**認定の更新を行わず**、必要時に相談していただくこととなった。(お守り認定の終了)

今後に向けて

- 現状ではアプローチすることが望ましい方**全てに対しては支援することができていないため、対応を強化**する必要がある。

→ **令和5年度より、サービス未利用者への支援を行う専門職員「フレイル改善マネジャー」を配置するモデル事業を実施。(北区3センター) 令和6年度は配置区を拡大予定。**

家族介護者支援の強化



取組例

- スーパーで毎月1回**介護相談会**を開催。(中央区第3包括)
- 働く介護者やダブルケアの方などがセンター**開設時間外でも相談ができるよう、ホームページ上に相談フォームを作成**。また、フォームに直接アクセスできるQRコードを作成し、**広報誌に掲載し全戸回覧等により周知**。(西区第3包括)
- **男性介護者を早期相談につなげられるよう**、町内会や福まち、民事協と男性介護者の相談傾向について共有。また、男性介護者が利用する理容室等へ相談先の周知を実施。(東区第2包括)
- 介護に関する情報を掲載した「**介護者通信**」を発行し、関係機関と連携して介護者に**広く配布**。(厚別区包括)

結果

- **相談内容の分析結果等を元に家族介護者のニーズをとらえ**、それに基づき効果的な取組を行うことができた。
- 地域の関係機関とも連携し、家族介護者支援に**必要な知識の習得や対応のスキルアップ**を図ることができた。
- 相談先の周知により、**家族介護者からの相談数が増加した**。

今後に向けて

- 今後も**家族介護者が抱え込まず、早期に相談できるよう、また、ニーズに応じた対応を行うことができるよう**、地域の関係機関とも連携しながら取組を継続する。
- センター開設外でも相談ができるよう、**電子メール等を相談手段として活用**していく必要がある。

(1) 総合相談窓口としての機能強化及び権利擁護支援体制の充実 ②

総合相談支援の充実



取組例

- 自立支援・重度化防止や家族介護者支援、権利擁護の視点に基づいた支援となっているかについて、相談受付時及びセンター内の各種会議において**ダブルチェックを実施**。(東区第2包括)
- 自立支援・重度化防止や家族介護者支援、権利擁護等にむすびつけた**好事例を職員で共有し、相談対応力の向上**を図る。(厚別区第2包括)
- インフォーマルサービス等について情報提供を行った事例について、毎月担当職員が複数人で相談受付票を確認し、**再アプローチの必要性を検討**の上支援を実施。(東区第1包括)
- 集合住宅管理組合、薬局、金融機関等にチラシを配布して**センターの周知**を行うとともに、地域における**見守り体制の強化**を実施。(中央区第1包括)
- チラシの全戸回覧、スーパー等におけるチラシやポケットティッシュの配布及び町内会未加入の集合住宅への個別配布、市営住宅へのポスター掲示等により、**相談先の周知**を実施。(厚別区第1包括)

結果

- ケース支援について、担当者個人ではなくセンターとして**組織的に管理・判断を行うことができる体制**が維持・強化された。
- センターの周知を強化したことで**総合相談件数が増加**。

今後に向けて

- 課題が複雑化、複合化した内容の相談が増加しているため、今後も取組を継続して、**職員の相談対応スキルの向上**を図るとともに、**組織として対応する体制の維持・強化**も行う。

地域における認知症高齢者への支援の体制強化



取組例

- 地区地域ケア会議後に「見守りサポーター」が発足され、その後**認知症サポーター養成講座及びフォローアップ講座を開催**し、地域において心配な高齢者を見かけたときの声かけ等の実践練習を実施。(厚別区第2包括)
- 区内の介護サービス関係機関で構成されている「オレンジミーティング」において、認知症高齢者やその家族への支援に係る課題を共有し、課題解決に向けて検討を継続。その取組において、**認知症サポーターが気軽に取組める活動についてリーフレット**を作成。サポーターに配布予定。(手稲区第1,2包括)
- 地域住民と連携して**徘徊模擬訓練を実施**し、認知症高齢者の疑似体験や対応についてのグループワーク等を実施。(東区第2包括)
- **小学生とその親世代に認知症高齢者についての理解を促す**ことを目的に、キッズ対象認知症サポーター養成講座を開催。警察にも協力してもらい、声かけ訓練も実施。(厚別区第2包括)

結果

- 認知症について地域住民や様々な機関への普及啓発及び認知症サポーターの養成等により、**地域における認知症高齢者の見守り体制が強化**されている。
- 認知症サポーターの養成は進んでいるが、活動意欲のある**サポーターの活動の機会が十分ではない**。

今後に向けて

- 地域での支援体制を強化するため、**認知症の方や家族のニーズと認知症サポーターの支援をつなぐ仕組み**を構築する必要がある。

令和6年度より、支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ「オレンジコーディネーター」として専門職員を配置するモデル事業を実施予定

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化 ①

- ・ 介護支援専門員が、包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるようニーズに基づいた支援を行う。
- ・ 介護支援専門員の実践力向上に向け、主任介護支援専門員との連携を強化する。

介護支援専門員のニーズに基づく支援

取組例

- 地域の関係者と連携を図りたいという介護支援専門員のニーズに応えるため、民生委員と介護支援専門員との合同で事例検討会を実施。(北区第3包括)
- オンラインツールを活用し、介護支援専門員同士が情報交換や気軽に相談できる環境を構築。(白石区第1包括)
- 介護支援専門員が地域の社会資源を活用できるよう、介護支援専門員の意見交換会において、包括が集約しているインフォーマルサービスの一覧や生活支援コーディネーターが管理しているサイトについての情報提供、介護予防センターの業務説明を実施。(厚別区第1包括)
- 介護支援専門員からの相談ケースの傾向分析をした結果、精神疾患を有する事例の対応に苦慮していることを把握したため、精神科医師を講師に精神疾患についての研修会を開催。事例検討も実施し、医師より助言をいただいた。(厚別区第2包括)



結果

- 介護支援専門員からは、日々の業務に生かすことができる等と反応があり、実践力向上につながっている。

今後に向けて

- 介護支援専門員のニーズは多岐にわたるため、今後も様々な機会を利用してニーズや課題を把握し、ニーズに基づく実践力向上に向けた取組を継続する必要がある。
- より多くの介護支援専門員が研修等に参加してもらえるように取り組み、地域全体の介護支援専門員の実践力向上につなげる必要がある。

居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携

取組例

- コロナ禍で活動が停滞している自主組織「主マネの会」(区内主任介護支援専門員有志の会)の活動が再開できるようバックアップ支援を実施。(清田区第2包括)
- 介護支援専門員連絡協議会と共催し、ネットワーク構築等を目的に主任介護支援専門員を対象としたスーパービジョン研修会を実施。(西区包括)
- 自主組織「主任介護支援専門員有志の会」と札幌市介護支援専門員連絡協議会との協働により、居宅介護支援専門員を対象として、事例検討会や研修会、座談会等を実施。(手稲区包括)
- 主任介護支援専門員と合同で、経験3年未満の介護支援専門員を対象とした研修会を開催。主任介護支援専門員が事例提供や経験談を話す等のシンポジウムその他、グループワークも実施。(北区包括)



結果

- 主任介護支援専門員の連携強化に向けた取組を区の実情に応じて進めることにより、地域の介護支援専門員の実践力向上に向けた自主的な活動にむすびつけることができた。

今後に向けて

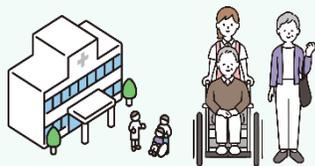
- 今後も主任介護支援専門員への支援とネットワーク構築を継続し、主任介護支援専門員による介護支援専門員の資質向上に資する取組が広がるように支援を継続する必要がある。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化 ②

介護支援専門員と医療機関の連携強化に向けた取組の実施

取組例

- 認知症専門外来、精神科、訪問診療に特化した**医療機関リスト**を作成し、居宅支援事業所に配布。(北区包括)
- 介護支援専門員、医師、看護師、MSW、薬剤師等が参加する在宅ケア連絡会において「**外来支援の実情**」の講話及び「**外来連携あるある**」のテーマで**グループワーク**を実施。(北区・中央区包括)
- **医療機関、介護支援専門員の双方に、連携状況について調査**。分析結果をもとに、「在宅生活を支えるための医療と介護の連携について」をテーマに研修会を開催。グループワークも行い、意見交換も実施。(南区包括)
- 日頃から連携することが多い医療機関に協力を依頼し、「**医療機関と介護支援専門員の意見交換会**」を開催し、各医療機関からの発表及び質疑応答、意見交換を実施。(手稲区第1包括)
- 医療機関によって入院の受入れや退院調整の体制が異なるため、センター内で**医療機関の入院等の対応情報を整理**。必要時に介護支援専門員に提供して支援。(手稲区第2包括)



結果

- 医療との**連携について困難や不安を感じている介護支援専門員の割合が減少**している。(※介護保険サービス提供事業者調査による)
平成28年度: 39.7% → 令和元年度: 38.2% → 令和4年度: 32.7%

今後に向けて

- 介護支援専門員及び医療機関双方のニーズに応じた対応を行うとともに、**取組の評価を継続的に行い、さらなる連携の強化を図る**必要がある。

包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備に向けた取組の実施



取組例

- **介護支援専門員から受けた相談内容を経年的に分析し**、介護支援専門員が抱えている課題やニーズを把握。これらを基に介護支援専門員を対象として研修等を実施。(全センター)
【把握したニーズや課題(抜粋)】
 - ・社会資源の情報が欲しい、インフォーマルサービスについて知りたい。
 - ・BCPについて他事業所と情報交換したい。
 - ・障がいのサービスについて知りたい。
 - ・精神疾患や複合的な課題を抱える家族への支援に苦慮している。
 - ・民生委員など地域の関係機関と連携を深めたい。
- 把握したニーズについて、**介護支援専門員連絡協議会や自主組織「主マネの会」と共有**し、地区全体で介護支援専門員のレベルアップを図る取組を検討する。(清田包括)
- センターにおいて、**地域で必要とされるインフォーマルサービスを互助に焦点を当てて集積**し、生活支援コーディネーターと共有。地域における不足する社会資源について検討。(東区第2包括)

結果

- 介護支援専門員からの相談内容等について経年的に分析することにより、**地域の介護支援専門員の実践力向上のための必要な取組について検討、実践**することで、**包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備を強化**することができた。

今後に向けて

- 環境整備に向けた取組は継続的に行っていく必要があるため、**取組の評価をしっかりと行いながら、今後もより効果的な取組について検討、実行**する必要がある。

(3) 自立支援・重度化防止の推進に向けた地域ケア会議の促進 ①

- 多職種連携による個別地域ケア会議の開催を通じ、自ら自立支援に資するケアマネジメントを実施する。
- 個別地域ケア会議から地域課題を抽出し、地区地域ケア会議や区地域ケア推進会議につなげる。

介護支援専門員等に対する個別地域ケア会議の活用促進

取組例

- 主任介護支援専門員を対象に、**個別地域ケア会議**や**アドバイザー活用**について**栄養士**や**歯科衛生士**より**講義**を実施。また、講義の内容について介護支援専門員向を対象とした**広報誌**に掲載し、**周知**を実施。(東区包括)
- アドバイザー活用事例集**を作成し、介護支援専門員に周知することで、**アドバイザー活用**の視点や効果について**啓発**を実施。(清田区第2包括)
- 個別地域ケア会議の目的や効果、スケジュール等について**ホームページ**に掲載し、開催2週間前に**居宅介護支援事業所**にメールで案内を実施。(厚別区包括)
- 介護支援専門員に**オブザーバー**として参加していただき、**会議の目的や効果等**について**啓発**を実施。オブザーバーとして参加した介護支援専門員に対し、**事例提供の依頼**を行い会議を開催。(南区第1包括)

結果

- 個別地域ケア会議に参加した組織数が増加**
(R3年度:1,068件→R4年度:1,412件)
- 関係機関**に多く参加していただくことで、**支援者のネットワーク体制の構築**を行うことができた。
- 会議に参加した介護支援専門員から、会議における**アドバイザー**からの助言等を日頃の**ケアマネジメント**に活かすことができると評価をいただいた。

今後に向けて

- 個別地域ケア会議の回数は増加しているが、会議に参加や事例提供を行う介護支援専門員は限定的であるため、今後も会議について**普及啓発**を継続し、**多職種連携による会議の開催を進めていく**。

2023年度 札幌市厚別区第2地域包括支援センター
個別地域ケア会議開催スケジュール

開催日時:	基本的に第3火曜日14時～15時ですが 随時開催可能ですのでご相談ください				
5/16	6/20	7/18	8/15	9/19	
10/17	11/21	12/19	2024/1/16	2024/2/20	

新型コロナウイルスの感染状況により、オンライン(Zoom)と連携し、日程は変更となる可能性があります。詳細はセンターまでお問い合わせください。

札幌市厚別区第2地域包括支援センター
地域ケア会議運営方針

- 情報を共有し、お互い生活の課題について一緒に考えます。
- 個別課題の解決を通じて地域ネットワークの構築を図ります。
- 多職種で課題を検討する事で、自立支援に関するケアマネジメントの実現を目指します。
- 地域における課題の抽出を行い、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

アドバイザー
医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、栄養士、PT、OT、ST、認知症対応支援員

事例提供
お待ちしております!!
多職種検討
してませんか?
(1ケース1時間程度)

問い合わせ先:札幌市厚別区第2地域包括支援センター
TEL:011-375-0610 FAX:011-375-0615
E-Mail:hooku@su-otobetsu2@eiw.kai.or.jp
担当: 清田・徳盛

こんな会議が出来ます

小さなことで
1人で悩んで解決できない
問題はありますか?

ふらつきが
転倒しやすいけれど
どうしよう?

■ふらつきの原因究明
(運動面からはPT・栄養面からは栄養士
薬剤師の副作用ではないかなど薬剤師がアドバイス)
■本人の自宅内環境のチェック
(PT・福祉用具業者等)
■自宅や地域にあるものを使って出来るリハビリの提案
(身体状態にあった運動の提案はPT・
地域の運動教室の紹介などは予防センター)
■担当ケアマネジャーへの助言
(主任ケアマネジャー)

■専門家からの的確なアドバイスにより、
今までの行動にも自信を持つことができ、
表情が明るくなり意欲的に運動しています

多職種で考えることで解決できる課題がきっとあります!

ご相談は厚別区第2地域包括支援センターへ
TEL: 011-375-0610 担当地区: 厚別中央・厚別南・清田

(3) 自立支援・重度化防止の推進に向けた地域ケア会議の促進 ②

自立支援・重度化防止に資する会議の積極的な実施

取組例

- 複数職のアドバイザーを活用する個別地域ケア会議を定例で開催。会議開催2か月前に事例選定を実施。(厚別区第1包括)
- 会議において自立支援・重度化防止を視覚化し、どこにアプローチすることが有効かわかりやすくするように、ICFを活用。(白石区第3包括)
- 介護保険サービス卒業をテーマに事例検討を行い、その中から個別地域ケア会議の開催が有効な事例がないか検討。(北区第3包括)
- 本人や家族が個別地域ケア会議の開催や参加について理解しやすいようにチラシを作成し、活用。(白石区第1包括)
- 介護予防センターと連携し、地域の自主運動サークル参加者の中から、身体機能が低下している方を抽出し、個別地域ケア会議を開催。アドバイザーの理学療法士が身体機能評価と運動方法について指導を実施。(手稲区第2包括)



結果

- 自立支援・重度化防止を目的とした事例数が増加
(R3年度:128事例→R4年度:227事例)
- 会議に参加した地域包括支援センター職員、介護支援専門員、サービス事業所がアドバイザーが多職種のアドバイザーより対象者の日常生活の自立に向けた支援について助言を受けることにより、対象者への効果的な支援方法について習得し、活かすことができた。

今後に向けて

- 複数職のアドバイザーを活用した会議の開催を拡大し、地域包括支援センター職員を始め地域の関係機関による自立支援・重度化防止に資する支援を充実させていく必要がある。

地域づくり・資源開発に向けた事例選定、及び地区・区地域ケア推進会議、生活支援体制整備事業との連動に向けた取組



取組例

- 個別地域ケア会議から抽出された地域課題について、生活支援コーディネーター、区社会福祉協議会、介護予防センター、区保健福祉課と共有し、地区地域ケア会議で検討することが効果的かどうかについて検討。(全ての包括)
- 認知症の進行や閉じこもりの課題を有する事例について個別地域ケア会議を開催し、民生委員にも参加いただき、地域における見守り支援について検討。その後、事例の町内会の役員会や民児協定例会で認知症の理解や見守りをテーマに研修会を実施。地区地域ケア会議においても、町内会や民生委員等、生活支援コーディネーター等と認知症高齢者の見守り支援について検討を実施し、地域におけるネットワーク強化につながった。(北区第1包括)
- ゴミ出しに課題がある事例について個別地域ケア会議を開催し、町内会役員、生活支援コーディネーター、区社会福祉協議会、介護予防センターとともに自立支援に向けて検討。その後、地区地域ケア会議において、ゴミ出しが大変になってきている方に対する支援体制の構築について、関係機関で検討を実施。(厚別区第1包括)

結果

- 個別地域ケア会議において抽出された地域課題について、地区地域ケア会議、区地域ケア推進会議において検討し、地域づくりにつなげることができた。

今後に向けて

- 全ての地区において個別地域ケア会議から地域課題を抽出し、地区地域ケア会議、区地域ケア推進会議と連動して地域づくりや資源開発につなげることができるよう、会議の質を向上させるとともに、生活支援コーディネーター等との連携を一層強化する必要がある。

(4) 自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの実施及び規範的統合

- ・ 介護予防ケアマネジメントを通じ、自立支援に向けて意識の共有を図る。
- ・ 介護予防センター等と連携し、地域住民の主体的な介護予防の取組を支援する。

介護予防ケアマネジメントの質の向上に向けた取組



取組例

- **初回作成のケアプラン**は、担当者会議の前にセンター職員で、一般介護予防事業やインフォーマルサービス、セルフケアによる**自立支援の視点でケアプランチェックを実施**。(手稲区第1包括)
- 身体機能面より改善終了が見込まれる**新規利用者**については、**支援開始時より改善終了に向けた見通しをサービス事業所と共有して支援を実施**。(手稲区第2包括)
- **利用者にとっての自立や不足する資源について検討**できるようセンター内で**事例検討**を実施。半年後を目処に他職員からのアドバイスをもとに行った支援経過の共有を実施。(清田区第2包括)
- 地区連絡会議において、介護予防センター、生活支援コーディネーター、区社会福祉協議会と**社会資源やインフォーマルサービスの最新情報を共有**し、それらの情報を**全てのセンター職員が活用**できるようデータとして整理。(豊平区第1包括)
- センター内で「**セルフケアを意識した目標設定**」をテーマに事例検討会を実施し、デイサービスの卒業に向けたアプローチ方法や自立支援に向けた支援についての意見交換を実施。(北区第3包括)

結果

- センター内での取組を行うことにより、**自立支援に資するケアマネジメント力が向上**している。

今後に向けて

- 各センターにおいて**明らかになった介護予防ケアマネジメントにおける課題の解決**に重点をおき、今後も取組を継続して質の向上を図る必要がある。

地域住民や関係機関との自立支援に向けた課題や意識の共有

取組例

- 介護保険サービスを利用して支援を受けることで生活を送る能力が低下してしまわないよう、介護保険サービスの適切な利用方法(介護保険サービスを利用してできることを増やしていく)について普及啓発することが必要と判断。地区組織や老人クラブ等に対し、「**介護保険の上手な使い方**」について、**地区特性も交えて講話**し、自分でできることを自分で行うことが大切であること等、**自立支援に向けて意識の共有**を図った。(清田区第1包括)
- **介護保険の適切な利用方法及び区の健康課題**(要介護認定の要因となった疾患等)を掲載した資料を元に、民生委員や住民等に対して講話を行い、**自立支援・重度化防止に関する規範的統合**を図った。(南区第2包括)
- 介護保険の新規利用の際に、介護保険サービスの適切な利用方法について掲載したパンフレット「**介護保険を利用する前に**」を用いて、**サービス利用前から自立支援に向けた意識付けを実施**。(中央区第2包括)



結果

- 介護予防ケアマネジメントを通じて把握した、介護保険の利用方法についての課題を、地域住民や関係機関と共有し、**自立支援に向けた意識の醸成**を図ることができた。

今後に向けて

- 介護予防ケアマネジメントを通じて把握した課題について、**関係機関や地域住民との共有を継続して行い、自立支援に向けたセルフケアの推進についての規範的統合を進めていく**必要がある。

6. その他の取組

(1) 地域包括支援センターの効率的な運営・機能強化に向けた取組

○地域包括支援センターの効率的な運営・機能強化に向けた取組を、センター自ら主体的に進めていくことを目的として、各センター長が3つのグループに分かれて、グループごとに年間を通じて検討、取組を行った。

【主な取組内容】

- 「業務改善グループ」
 - ・地域包括支援センター業務の実態を把握し、業務の効率化に向けての検討を実施
- 「地域ケア会議グループ」
 - ・地域ケア会議マニュアルについて、実態に合わせて追加、修正する部分について協議し改訂
- 「研修グループ」
 - ・センター職員の資質向上を目指した研修の企画、実施(年3回)



(2) センターごとに設定した最重点取組項目の取組状況の共有及び表彰

○運営方針にて、「センター内で協議のうえ当該年度の最重点取組項目を選定すること」としており、各センターが選定した項目の取組状況について、「見える化」を意識した資料を作成。

○各センターの取組状況の共有及びセンター間で評価することによるモチベーションアップを目的として、各センターの投票により選ばれた上位3センターによる取組の報告を実施。

賞	センター名	運営方針上の重点取組項目	テーマ	取組概要	資料番号
最優秀	中央区第2	(1)総合相談窓口としての機能強化及び権利擁護支援体制の充実	「つながれ！ケアラー支援の輪！」	地域でのケアラー支援体制の構築に向けて児童・障がい・高齢の各分野が連携する必要があるため、各分野の関係機関が定期的に情報交換や研修会を実施できる体制を構築。	資料2-1
優秀	手稲区第1	(1)総合相談窓口としての機能強化及び権利擁護支援体制の充実	「精神科病院・障がい支援事業所と事例検討会の開催」	行動心理症状や精神症状により支援が困難な事例や複合的な課題を抱える事例が増加しており、包括だけでの支援には限界があるため、精神科病院や障がい相談支援事業所と顔の見える関係を作り連携強化することを目的に事例検討会を共催。	資料2-2
優良	北区第3	(2)包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化	「住民力向へ向けて、民生委員とタッグを組む」	民生委員と介護支援専門員との連携が十分ではないため、支援が必要な高齢者の早期発見や重症化防止・自立支援に向けた支援を行うための関係機関と民生委との連携強化を目的に、事例検討会を実施。	資料2-3
優良	厚別区第1	(1)総合相談窓口としての機能強化及び権利擁護支援体制の充実	厚別区騙されないPJ～詐欺のない地域を目指して～市内ワースト1からの脱却	特殊詐欺被害の発生件数は年々増加しており、厚別区は被害数が市内ワースト1であるため、被害の抑止になる活動として、警察と協働してスーパーや郵便局等で特殊詐欺被害防止の啓発活動を実施。	資料2-4